

# 令和6年度愛媛県省エネルギー対応設備更新等支援事業費補助金

## 実績報告 提出資料一覧

No	書類	枚数	チェック欄
1	「導入機器・設備の情報」の根拠資料	写し1部	<input type="checkbox"/>
2	見積書	写し1部	<input type="checkbox"/>
3	発注書	写し1部	<input type="checkbox"/>
4	納品書	写し1部	<input type="checkbox"/>
5	請求書	写し1部	<input type="checkbox"/>
6	支払証拠書類	写し1部	<input type="checkbox"/>
7	様式第7号（実績報告書）	原本1部	<input type="checkbox"/>
8	別紙1	↓	<input type="checkbox"/>
9	別紙2		<input type="checkbox"/>
10	別紙3		<input type="checkbox"/>
11	（明細番号別支出明細書）		<input type="checkbox"/>
12	様式第10号 取得財産等管理台帳 ※該当者のみ		原本1部

## 〈書類の留意点〉

### ① 「導入機器・設備の情報」の根拠資料

製品カタログ、製品HP、製品仕様書等が証拠書類となります。メーカーや販売代理店等から忘れず入手してください。

### ② 見積書

- ・ 入手価格の妥当性を証明するため、発注前に見積書を取得する必要があります。
- ・ 見積書に有効期限の記載がある場合、有効期限切れに注意してください。

※1件あたりの見積が100万円（税抜き）以上の場合、相見積もりが必要です。

### ③ 発注書

- ・ 発注書、注文書、請書、契約書等の書類が証拠書類となりますので、忘れずに作成（入手）してください。

### ④ 納品書

- ・ 納品書が証拠書類となりますので、忘れずに入手してください。なお、納品年月日の記載漏れ等がないよう注意してください。

#### ※検収について

- ・ 補助対象設備の納品後に補助事業者が検収を行ってください。
- ・ 実績報告書の提出の際には添付の納品書に検収印として年月日及び立会者名を明記するなど、検収年月日を明確にされたものとなっているか確認をしたうえで提出してください。
- ・ 補助対象設備の「検収年月日」が、その補助対象設備の取得年月日となります。納品年月日ではなく、検収年月日が取得年月日として取り扱われますので注意してください。

### ⑤ 請求書

- ・ 請求書が証拠書類となりますので、忘れずに入手してください。

### ⑥ 支払証拠書類

・ 窓口で手続きした場合は振込金受取書(兼手数料受取書)を、ATMで手続きした場合はご利用明細票、ネットバンキングで手続きした場合は取引履歴等の振込決済が完了した画面の出力と通帳のコピーまたは口座情報画面のコピーをお願いします。

※ネットバンキングの場合、手続きの予約画面ではありませんのでご注意ください。

※通帳のコピーの場合は、表紙、1ページ目、2ページ目、引落としを確認できるページが必要です。

※補助事業に係る経費とそれ以外の経費のいわゆる混合払いは行わないでください。補助金の支払いには明確な透明性、客観性と、適切な経理処理が要求されているため、補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払い区別が難しい場合は補助金の支払いができません。